



# 精神障害者手帳 **を** お持ちの方の 市内バス乗車料金が半額 となります

平成26年3月

## 1. 対象となる方

- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方  
※対象外：写真貼付のない場合（※写真貼付のための手帳再交付手続きが必要です）  
有効期限が切れている場合

障 害 者 手 帳 氏名 ○○○○ 住所 旭川市○○○ 生年月日 ○年○月○日 障害等級 ○級 手帳番号 ****号 北 海 道	交付日 ○年○月○日 有効期限 ○年○月○日 更新 年 月 日 更新 年 月 日 更新 年 月 日 更新 年 月 日 北 海 道 <input type="checkbox"/> <small>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条の保健福祉手帳</small>	北海道 *****号  契 印 備考 1. <small>*****</small> 2. <small>*****</small> 3. <small>*****</small> 4. <small>*****</small> 5. <small>*****</small>
--	--	--

北海道が交付している精神障害者保健福祉手帳

## 2. 利用条件

- 旭川電気軌道バス及び道北バスの定期路線バス  
（都市間バス、観光バスは対象外）
- 旭川市内での乗降に限ります。
- 降車時に、運転手への精神障害者保健福祉手帳の呈示が必要です。
- 現金での支払い時のみ半額となります。（ICカード等利用の場合、通常運賃となります。）
- 他の割引や助成制度との併用はできません。

## 3. 実施日

平成26年4月1日（火）より実施

### 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のバス乗車料金の半額化に当たって ～障害者バス利用促進補助金～

バス運賃割引については、現在のところ旭川市内において精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方には適用されておりません。

旭川市では、障害者の社会参加の更なる促進を図ることを目的として、旭川電気軌道バス及び道北バス2社の協力のもと、平成26年度より、精神障害者の方を対象に、旭川市内での乗降時のバス乗車料金の半額化を実施することといたしました。

バス乗車料金の減額分は、バス事業者2社に対して旭川市より補助金が交付されます。

御利用に際しては、利用条件をよく御確認いただき、バスを利用される全ての皆様が円滑に利用できるよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、精神障害者バス料金助成（年間3,000円分のバス料金助成）につきましては、平成26年3月31日をもって終了します。

担当（お問い合わせ）：旭川市保健所健康推進課 （0166-25-6364）  
4月1日からは 旭川市福祉保険部障害福祉課（0166-25-6476）